

憲法9条、今こそ旬！

2005年4月22日 科学者会議国際大班学習会
鹿児島大学（憲法） 小栗 実

第2章 戦争の放棄

第9条

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

憲法九条の「過去」

1、憲法9条はどうしてつくられたか？

- (1) 明治以来の海外進出からアジア太平洋戦争まで
- (2) 「軍国主義日本を再現させないためには」として生まれた憲法9条

2、憲法9条の理念を空洞化する試み（政府の「解釈改憲」）とのせめぎ合いの中で

- (1) 1950年以来の軍事化（憲法9条を空洞化していくはじまり）
- (2) 1960年の安保条約反対闘争や核兵器廃絶のための運動
- (3) 1990年代のいっそうの軍事大国化

憲法九条の「現在」

3、21世紀を前後して次々と「軍事法」が制定

- (1) 周辺事態法（新ガイドライン実施法）（1999年）
- (2) PKO等協力法の「解凍」（1999年）
- (3) 船舶検査法（2000年）
- (4) テロ対策特措法（2001年）
- (5) イラク特別措置法（2003年）
- (6) 武力攻撃事態法（2003年）
- (7) 自衛隊法改正（2003年）
- (8) 国民保護法（2004年）
- (9) 米軍支援法（2004年）

4、改憲の動きの急浮上

(1) 自民党／公明党の動き

2003年「改憲のための論点整理」

2004年「憲法改正草案大綱」案の策定めざしたが・・・自衛官制服組の関与も明らかに

自民党・憲法改正草案大綱（たたき台）～「己も他もしあわせ」になるための「共生憲法」を目指して～（2004年11月17日未定稿）

前文

第1章 総則

第2章 象徴天皇制

第3章 基本的人権と責務

第4章 平和主義

第1節 平和主義

1 国際平和への寄与

2 戦争の放棄と武力行使の謙抑性

「自衛又は国際貢献のために武力行使」

3 大量破壊兵器の廃絶及び非核3原則

第2節 国際協調

1 国際法の国内法的効力

2 国際活動への積極的参加

第5章 統治の基本機構

第6章 財政

第7章 地方自治

第8章 国家緊急事態及び自衛軍

第1節 国家緊急事態

1 国家緊急事態の布告

2 国家緊急事態における措置

3 国家緊急事態における民主的統制

第2節 自衛軍

1 自衛軍の設置と武力行使の謙抑性

2 自衛軍の任務

3 軍事規律維持のための組織等

第9章 改正

2005年「自民党創立50周年までに」→「新憲法制定推進本部」（小泉総裁が本部長、森前首相が起草委員長）

4月4日「自民党改憲試案要綱」=10の小委員会が提出

「前文」（中曾根が小委員長）

「我々は多元的な価値を認め、和の精神をもって国の繁栄をはかり、国民統合の象徴たる天皇とともに歴史を刻んできた」

「明治憲法、昭和憲法の歴史的意義を踏まえ、日本史上、初めて国民みずから主体的に憲法を定める時機に到達した」

「天皇」

「現行の象徴天皇とする。なお、元首と明記すべきとの意見もあった。」

「安全保障及び非常事態」

「自衛のために自衛軍を保持する。自衛軍は、国際の平和と安定に寄与することができる。」

「内閣総理大臣の最高指揮権及び民主的文民統制の原則に関する規定を盛り込む」
(検討事項)

1 軍事裁判所 2 非常事態 3 安全保障基本法 4 国際協力基本法

「国民の権利及び義務」

「個人の権利には義務が伴い、自由には責任が当然伴う」

「現行の『公共の福祉』の概念は曖昧である。個人の権利を相互に調整する概念として、または国家の安全と社会秩序を維持する概念として明確に記述すべきである。」

「『公共の福祉』の概念をより明確にするため、『公益』あるいは『公の秩序』などの文言に置き換える。」

(信教の自由)

「一定の宗教活動に国や地方自治体が参加することは、社会的儀礼や習俗的・文化的行事の範囲内であれば、許容される。」

(表現の自由)

「青少年の健全育成に悪影響を与えるおそれのある有害情報や凶書の出版・販売は、『公の秩序』に照らして、法律によって制限されうることを追加する。」

(結社の自由)

「暴力的破壊活動を行う結社、あるいは犯罪を目的とする結社は、『公の秩序』に照らして、法律により制限されうることを追加する。」

(追加すべき新しい権利規定)

国民の知る権利

国民の個人情報を守る権利

犯罪被害者の権利

環境権
知的財産権
司法への国民参加

(追加すべき新しい責務)

国防の責務
社会的費用を負担する責務
家庭等を保護する責務
生命の尊厳を尊重する責務
憲法尊重擁護の義務
環境を保護する責務

「国会」「内閣」「司法」「財政」「地方自治」

「改正及び最高法規」

「国会による発議の要件については『各議院の総議員の過半数』に緩和する。」

(2) 民間改憲団体、財界の動き

日本経団連（2005年1月18日「わが国の基本問題を考える～これからの日本を展望して～」）

第1章 わが国を取り巻く現状と問題意識

第2章 これからの日本が目指すべき道

第3章 外交・安全保障を巡る課題

第4章 憲法について

1 綻（ほころ）びが目立つ憲法

2 憲法9条について

(1) 自衛隊の役割の明確化（憲法9条2項）

(2) 集団的自衛権

(3) 緊急的な対応の必要性

3 憲法改正要件（憲法96条）

4 憲法改正へのアプローチ

第5章 より民主的で効率的な統治システムの実現

第6章 政策別の重要課題

経済同友会（2003年4月21日「憲法問題調査会意見書 自立した個人、自立した国たるために」）

1, はじめに：なぜ憲法改正が必要か

(1) 憲法改正を通じ真の国民主権を確立しよう

- (2) 戦後50余年間の変化をふまえ、「この国のかたち」を再考しよう
- 2、 憲法改正によって何をめざすか：自立した国、自立した個人たるために
- (1) 自立した個人がつくる日本社会を目指して
- (2) 自らの国益と価値を守る、自立した日本を目指して
- 3、 個別的・具体的論点について
- (1) 憲法の顔、前文の見直し
- (2) 象徴天皇制の位置づけ
- (3) 外交・安全保障に関する考え方
- (4) 国民の権利・義務、公共の福祉再考
- (5) 統治機構に関わる問題
- (6) 憲法を生かしていくための方策
- 4、 結語

(3) 国会での動き

1999年に国会法の改正（憲法調査会）

2005年4月15日 衆議院憲法調査会最終報告書

「第2 自衛権及び自衛隊

自衛権の行使として、武力の行使が認められるか否かについては、国及び国民の生命・財産を守るために、自衛権の行使として必要最小限度の武力の行使を認める意見が多く述べられたが、たとえ自衛権の行使としてであっても、武力の行使は認められないとする意見もあった。」

「1 集団的自衛権の行使の是非

集団的自衛権の行使の是非については、これを認めるべきであるとしつつその行使の限度に言及しない意見、これを認めるべきであるとしつつその行使に限度を設けるべきであるとする意見及びこれを認めるべきではないとする意見に、ほぼ三分された。」

2005年4月20日 参議院憲法調査会最終報告

この憲法調査会を「憲法改正国民投票法」「憲法改正案」を審議し提案する常設の委員会にという動き

「(1) 2004年12月3日 自民・公明「国民投票法等に関する与党協議会実務者会議報告」

「1, 「日本国憲法改正国民投票法案」については、自由民主党が提案した法案に「別紙」のとおり修正を加え、これを基に法案化の作業をすすめる。

2、1の「日本国憲法改正国民投票法案」を審査するため、国会法を改正し、衆参両院の憲法調査会に日本国憲法第96条第1項に定める国民投票に関する法律案の審査及び起草権限を付与するものとする。なお、憲法調査会の名称については、両院の議院運営委員会に協議を委ねる。

3、上記の1及び2の両法案はいずれも次の常会に提出するものとし、2の「国会法改正案」については4月中に成立を図り、憲法調査会において最終報告書を議長に提出した後、引き続き、1の「日本国憲法改正国民投票法案」の審査に入り、その早期の成立を図る。

4、なお、憲法改正案を発議するための原案の審査を行う権限については、これを上記2の機関にさらに付与することを念頭に、その環境及び条件等を整えつつ、引き続き、検討を行う。」

(4) 教育基本法改正の動きも

(5) 改憲策動をささえる3つのイデオロギー

- ① 軍事大国としての日本をめざす
- ② 企業の多国籍化（海外進出）のための「自由な」日本をめざす
- ③ かつての復古的な日本の「伝統」を復活させようとする

憲法九条の「未来」

5、憲法9条はもはや意味がないか？

- (1) 軍事化の「歯止め」を政府が約束せざるをえなかったことの意味
- (2) いま、紛争がつづく世界で求められている9条の理念

6、もし憲法9条が変えられていたら、そして、変えられたら

1950年代の朝鮮戦争、1960—70年代のベトナム戦争、1990年代の湾岸戦争に日本は軍隊を派遣し、参戦していただろう。

7、9条をめぐる国民意識の複雑さ

安保容認＋自衛隊容認＋イラク派兵消極＋9条支持＝これがいまのところ多数
護憲政党支持者は700万人、しかし9条支持者は数でいえば3000万人を超す。
「改憲した方がいい」という声の中には「9条よりきびしく改正して、いまのような政府の曖昧な態度を許さないように」という積極的平和主義原則支持者もけっこういる。

8、有権者の過半数を「9条を守れ」「9条は大切だ」とする“隊列”に 憲法9条にもとづく平和・人権政策の実現めざして

9条をしっかりと実現する政策への転換をもとめていく。

平和・人権外交、軍縮、非核三原則の堅持⇒世界から尊敬される国に

憲法改正国民投票法案について

1、憲法改正手続き

「第9章 改正

第96条

この憲法の改正は、各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を為す成すものとして、直ちにこれを公布する。」

憲法改正のしくみ

憲法改正案の提案→国会による発議→国民投票→天皇による公布

2、憲法改正国民投票法案がなかったことは「立法不作為」にあたるか？

主に政治的な理由による。1955年には自治庁（いまの総務省）で国民投票法案の準備がなされたことが知られている。しかし、国会に上程されることはなかった。1955年の憲法改正の動きが失敗に終わって以来、政治の具体的課題として提案されることはなかった。改憲勢力はこの法案をだすことによる市民の否定的反応がでてくるのをおそれた。

3、憲法改正の動きと連動して、国会内の動き

憲法調査議員連盟は、憲法施行50周年にあたる97年5月、「憲法論議は国の基本法たる憲法の性格に鑑み、国権の最高機関たる国会において党派を越えた全国民的立場でなされるべきであり、国家の基本問題についてタブーを設けず、真摯に議論することが国会議員の最大の使命」との設立趣意書を掲げ、超党派の「憲法調査委員会設置推進議員連盟」として、衆議院議員269名・参議院議員105名参加して発足。以後、衆参両院に法調査を行う常任委員会の設置を目指し積極的な活動を行ってきた。

99年5月総会にて、「憲法調査委員会設置推進議員連盟」の名称を「憲法調査推進議員連盟」に変更。99年7月、「憲法調査会」設置のための「国会法改正案」などを成立させた。

4、憲法改正国民投票法案の問題点

(1) この「憲法改正案」の国会への提案をだれが行うのか？（法案には規定なし）
議員には「憲法改正案」の提案権はあるが、内閣にはない（通説）
→なぜか=憲法のそもそもの性格付けによる（憲法制定権力は国民である）。

おそらく、国会法で提案に必要な議員数を定めることになる（例。衆議院では101人。ちなみに国会法では予算を伴う法案は51人、それ以外の法案は21人。）この数でいいのかどうかは議論になるだろう。

国民に「憲法改正案」提案権を認めよという主張もある（五十嵐敬義『市民の憲法』）。

(2) 国民投票の期日
(与党案)

「第31条 国民投票は、国会が日本国憲法の改正（以下「憲法改正」という。）を発議した日（国会において最後の可決があった日をいう。）から起算して30日以後90日以内において内閣が定める期日に行う。ただし、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の期日その他の特定の期日に行う旨の国会の議決がある場合には、当該期日に行う。」

「60日」（憲法調査議連案）から「30日」（骨子）に変更→投票権者が考える期間、運動期間はこれでいいか？

(3) 投票権者

「第七条 日本国民で年齢満二十年以上の者は、国民投票の投票権を有する。ただし、次に掲げる者は、国民投票の投票権を有しない。

- 一 成年被後見人
- 二 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者
- 三 禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者（別の執行猶予中の者を除く。）
- 四 公職（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三条に規定する公職をいう。）にある間に犯した刑法（明治四十年法律第四十五号）第百九十七条から第百九十七条の四までの罪又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成十二年法律第百三十号）第一条の罪により刑に処せられ、その執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた者でその執行を終わり若しく

はその執行の免除を受けた日から五年を経過しないもの又はその刑の執行猶予中の者

五 この法律に規定する罪により禁錮以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者」

(4) 「国民投票の投票に関し必要な事項」

(憲法議連案)

「(投票用紙の様式)

第三十六条 投票用紙には、憲法改正に対する賛成又は反対の意思を表示する記号を記載する欄を設けなければならない。

2 投票用紙には、憲法改正案を掲載しなければならない。

(骨子)

「憲法改正の発議の際に別に定める法律の規定によるものとする」

改正案に対する一括投票か (自民党)

改正点別投票か (民主党)

今井一『憲法改正国民投票』(集英社新書)の議論「国民投票は国民主権の発現なのだから、いい制度だ。国民投票改正法案に反対してばかりいないで、内容の改正とくに改正点別投票の導入に努力すべき」によせて

自民党は「改正点別投票」をはたして飲むだろうか? 私は否定的観測だが・・・。
いま自民党が提示している改正の内容(全面改正)では、とても改正点別投票にはならないだろう。

(5) 国民投票の効果

「国民投票において、憲法改正に対する賛成投票の数が有効投票総数の2分の1を超えた場合は、当該憲法改正について国民の承認があったものとする事」

「有効投票の過半数」

「投票総数の過半数」

「有権者の過半数」

投票率による投票の成立規定は不要か?

(6) 国民投票運動に関する規制

一、投票事務関係者等の国民投票運動の禁止(公選法の同様の規定あり)

二、公務員等及び教育者の地位利用による国民投票運動の禁止(公選法の同様の規定あり)

- 三、外国人の国民投票運動の禁止等
- 四、国民投票に関する罪を犯したものの等の国民投票運動の禁止
- 五、予想投票の公表の禁止
- 六、新聞紙又は雑誌の虚偽報道等の禁止
- 七、新聞紙又は雑誌の不法利用の禁止（とくに3に注目！）
- 八、放送事業者の虚偽報道等の禁止

5、両院の「憲法調査会」のこんごの方向

（1）2004年12月3日 自民・公明「国民投票法等に関する与党協議会実務者会議報告」

「1、「日本国憲法改正国民投票法案」については、自由民主党が提案した法案に「別紙」のとおり修正を加え、これを基に法案化の作業をすすめる。

2、1の「日本国憲法改正国民投票法案」を審査するため、国会法を改正し、衆参両院の憲法調査会に日本国憲法第96条第1項に定める国民投票に関する法律案の審査及び起草権限を付与するものとする。なお、憲法調査会の名称については、両院の議院運営委員会に協議を委ねる。

3、上記の1及び2の両法案はいずれも次の常会に提出するものとし、2の「国会法改正案」については4月中に成立を図り、憲法調査会において最終報告書を議長に提出した後、引き続き、1の「日本国憲法改正国民投票法案」の審査に入り、その早期の成立を図る。

4、なお、憲法改正案を発議するための原案の審査を行う権限については、これを上記2の機関にさらに付与することを念頭に、その環境及び条件等を整えつつ、引き続き、検討を行う。 以
上」

まとめ

憲法九条の改悪に反対する広汎な勢力と力合わせて、「憲法改正国民投票法案」を粉碎しよう！